

国際マネジメント研究科ディスカッションペーパー発行規定

(目的)

第1条 本ディスカッションペーパーは、国際マネジメントおよびその関連する学術分野の研究成果を、査読誌等に投稿あるいは出版する前の段階で速やかに公開することを目的として発行するものである。

(運営)

- 第2条 1項 本ディスカッションペーパーの発行業務は国際マネジメント学会および学術フロンティア・センターの共同運営とする。
- 2項 本ディスカッションペーパーの編集委員会は紀要「国際マネジメント研究」の編集委員会が兼務する。

(発行資格)

第3条 以下の①・②の双方に該当する論文は本ディスカッションペーパー発行資格を満たす。

- ① 本ディスカッションペーパーの発行対象は以下のいずれかとする。
- (a) 本研究科の専任教員、特任教員、客員教員、非常勤講師、寄附講座講師が執筆した単著または共著論文(必ずしも第1著者である必要はない)
 - (b) 専門職学位課程・5年一貫制博士課程の在学生および修了生が執筆した単著または共著論文(必ずしも第1著者である必要はない)。ただし、左記の論文(他大学専任教員の職にある者が執筆した論文を除く)については本研究科専任教員の推薦を必要とする。
- ② 発行申請を行う論文は未公刊の学術論文とする。ただし、刊行論文と見なされない他のディスカッションペーパー等に既に掲載された論文については重複して投稿することができる。同様に、既にディスカッションペーパー等として掲載された論文の翻訳も投稿することができる。

(書式および送付先)

- 第4条 1項 論文の使用言語は日本語または英語とする。
- 2項 論文のスタイル(ページ数、フォント、フォーマット、リファレンス等)については自由とする。
- 3項 発行希望者は合同研究室へPDFファイル、もしくはMS-ワードのファイルを電子メール(imr@gsim.aoyama.ac.jp)で送信することにより発行申請を行う。

(ディスカッションペーパーの発行)

- 第5条 1項 ディスカッションペーパーの発行には編集委員会の承認を必要とする。ただし、内容によっては編集委員会が論文の修正を要請する場合がある。
- 2項 発行が認められた論文には登録番号を付与する。申請者は所定の表紙用書式に登録番号、論文タイトル、執筆者名等を記入のうえ完成原稿をPDFファイルで作成し合同研究室へ送信する。原則として、編集委員会は提出された完成原稿をそのまま本研究科ホームページに掲載する。

(著作権)

第6条 ディスカッションペーパーの著作権は執筆者に帰属する。ただし、ディスカッションペーパーが学術機関リポジトリ(国立情報科学研究所 学術情報ナビゲータ(CiNii)等)へ転載が行われる場合の許諾は編集委員会に委任するものとする。

(二重投稿)

第7条 本ディスカッションペーパーの発行をもって公刊論文とは見なさない。このため本ディスカッションペーパーが他の学術誌等に掲載されたとしても二重投稿とは見なさない。

(内規改廃)

第8条 本内規の改廃は編集委員会の議を経た後、国際マネジメント学会評議員会の決議によって行う。

附則

この規定は2026年2月25日から適用する。

以上